



平成 2 8 年 第 5 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日
至 平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

本 別 町 議 会

平成28年本別町議会第5回臨時会会議録

平成28年11月28日(月曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第76号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第77号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)について
日程第 6	議案第78号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
日程第 7	議案第79号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について
日程第 8	議案第80号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)について
日程第 9	議案第81号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)について
日程第10	議案第82号	平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について
日程第11	議案第83号	平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について
日程第12	議案第84号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3回)について
日程第13	議案第85号	平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第76号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第77号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)について
日程第 6	議案第78号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3

		回)について
日程第 7	議案第 79号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について
日程第 8	議案第 80号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)について
日程第 9	議案第 81号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)について
日程第 10	議案第 82号	平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について
日程第 11	議案第 83号	平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について
日程第 12	議案第 84号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3回)について
日程第 13	議案第 85号	平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
保健福祉課長	村本信幸君	住民課長	千葉輝男君
建設水道課長	大槻康有君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	小出勝栄君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	阿部秀幸君
代表監査委員	畑山一洋君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第5回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、小笠原良美君、黒山久男君、及び山西二三夫君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第17号専決処分報告。平成28年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第17号専決処分報告。平成28年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,928万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。16款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1万2,000円の増額補正は、スポーツ振興基金として、本別レディースゴルフクラブ会長、様から1万

円、公共施設等整備基金として、本別町にお住まいの匿名の方から1,165円の指定寄付金であります。

次の段、4節教育費寄付金10万円の補正は、図書購入として、本別町北4丁目、様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1万2,000円の補正は、寄付者の意向により、基金への積み立てに充てるものでございます。

次の段、10款教育費4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費10万円の補正は、寄付者の意向により、図書館用図書を購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成28年9月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第76号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額を支給額改定の必要が生じ、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との格差0.17パーセントを埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら改定率、平均0.2パーセントを引き上げる改定であります。

2点目は、勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.1カ月分引上げ、年間の支給月数を4.2カ月から4.3カ月とする内容であります。

実施時期は勧告どおり給与改定は、平成28年4月1日に遡及し、勤勉手当の改訂は平成28年12月1日から施行するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

第15条の3第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

これは、今回の改訂に伴う勤勉手当で、一般職員を0.1カ月分、再任用職員を0.05カ月分引き上げの改訂であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係） 別添。

別表第2（第3条関係）イ 別添。

別表第2（第3条関係）ウ 別添。

これは、今回の改定に伴う給料表で、平均で0.2パーセントを引き上げる改定であり、別表での説明は省略をいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

これは、今回の改訂に伴う勤勉手当を平成29年4月1日から、一般職員0.1カ月分の改訂を6月、12月支給分をそれぞれ0.05カ月に振り分け、再任用職員0.05カ月分の改訂をそれぞれ0.025カ月に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は平成28年12月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います28年度の影響額、給料が全会計で147万6,000円、うち一般会計88万1,000円、期末勤勉手当の影響額は、全会計で833万6,000円、うち一般会計で524万6,000円の見込であります。

以上、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 2点お伺いをしたいと思います。

今回のですね、この条例を改正することによって起きる影響額ですね、それをまずお伺いしたいのと、それからことしはですね、台風や大雨によって被害が大きく出たわけですが、こんな中でですね、人事院の勧告ではありますけれども、先ほど説明の中でありましたように、職員組合との合意がなされたということですが、この職員組合との話し合いの中でですね、こういった本町の被害状況なんかを考えると、そういうような話し合いがあったのか、なかったのかについてお尋ねをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 影響額については、先ほど報告の中にありましたけれども、そのことも含めて。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず1点目の影響額について、御説明をいたします。給料が、全会計で147万6,000円、うち一般会計で88万1,000円。期末勤勉手当の影響額は、全会計で833万6,000円、うち一般会計で524万6,000円の見込みとなっております。

2点目の本年度の農業関係の被害等についても、組合との協議の中でお話しは出てきております。ただ、組合といたしましても、今まで人事院の勧告に基づきまして、準じて給料を、本町の改定をしているという部分があります。この人事院勧告は、御存知のように毎年、官民給与の比較を行っております。俸給表や手当の改定内容を国会と内閣に勧告する制度でございます。本町のように人事委員会を持たない地方公共団体は、これまでも国の勧告等に基づき給与等の改定を行ってきております。今回の人勧は民間の給与が引き上げられたことによるものです。本町といたしましても、過去の取り組みや経過など、今まで人勧どおり改定を行ってきておりますので、それに遵守した今回の引き上げの改定となっておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 通常であればね、そのとおりだというふうに私も思いますね。しかしことはですね、先ほども申し上げましたように、過去に例をみないような災害に見舞われたということなどからするとですね、町民の皆さんの感情にも沿うということもね、一方では考えていく必要があるのかな。上げることを行ってはいけないというのではなくて、先送りするというようなこともね、考え方としてはあったのではないかというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 組合との協議の中では、組合側としてはやはり人勧どおり実施をお願いをしたいと、そういう本町の社会情勢等を踏まえても、職員を抱えている団体といたしましては、職員の士気にもつながることも重要ですので、人勧どおりお願いをしたいというような御意見がありました。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 質問したことから少し離れているのかなと思うのですね。実際に被害にあわれた方は職員の方の中にもおられると思いますけれども、多くの町民の方が被害を受けた中でですね、少しそういう配慮があったならばというのが、私は町民の皆さんの捉え方ではないかというふうに思うのですね。その辺についてお尋ねをしているつもりなのですが、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

職員の給与については、地公法の24条で原則が定められております。その中で、一つは生計費、二つ目は国の動向、三つ目は他町村の動向を参考に決めなさいということになってございます。

今回、十勝に大変な被害がありまして、私どもとしても他町村の動向というのはかなりウエイトを置いて考えさせていただきました。十勝の状況をみますと、帯広市も含めてですね、全町村が人勧は完全実施するという方向が出てまいります。そういう中で、本別だけが抑制するとか、そういうのはちょっと難しいだろうと考えておりまして、十勝まだまだ大きい被害を受けた町村もたくさんあるのですけども、そこも含めて、災害で職員にも大変負担をかけ頑張ってもらっているという意味も含めて、人勧は完全実施するという意向を確認させていただきましたので、本町といたしましても、これは準じてですね、これらの動向も踏まえて、完全実施をするということといたしました。以上でございます。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 今、副町長のほうから他町村との比較も一部改定の要因の中にあるということでありまして、よく人事院勧告が出た場合はですね、よく民間企業との給与格差によって人事院勧告というようなことで出るわけなのですけども。本別町役場については人勧準用事業所ですから、それは否定はしませんけども、よく民間企業との格差云々ということでありまして、それも一つの要因としてあるかもしれませんけども、やはり本町の体力と申しますかね、経常収支比率であるとか、公債費比率であるとか、財政力の数値何かも勘案しながら、それぞれ給与体系、本俸からはじまりましてね、そういったことで設定をしようと思うのですけれども、たまたま今、副長のほうから他町村との比較云々ということも話し出しましたけども、まいとし総務省が一般行政職に対しての地方公務員の給与実態調査というのが実施していると思うのですけれども、その関係で、たまたま民間の月刊誌でありますけれども、12月号に全道179市町村、道庁入れて180、市町村プラス道庁の給与実態調査という部分でのランク付けと申しますかね、そういったものが12月号に出てくるのですけれども、その中で本別町については全道180の中の28番目に位置しておりますこれは当然御承知かと思うのですけれども、平均年齢で申しますと42.4歳の132名が一般行政職というようなことでありますけれども、本俸から手当から含めたトータルで全道28番目で640万円、42.4歳の平均年齢でもらってますよということで、かなり全道でも上位のほうに位置しているということで。この辺も過去の積み上げですから、一概にこれがいいとか悪いとか言えませんが、そういった本別町の体力も含めて。それとですね、先週議員協議会がありまして、この部分の内容説明若干あって、その中でそれぞれ大卒、短大卒、高卒の初任給の話も出たのですけれども、今回の改定でそれぞれ1,500円とか1,600円基本給上がるようでありまして、42点何歳で、ちょうど年齢的にも子どもさんのお金がかかるとか何とかという部分で、640万円が妥当かどうか、民間と比べてどうかという部分はちょっと置いておきまして、それ以上にもらっている方がいるから平均640万円という数字になるかと思うのです。

けれども、一つはそういった大卒だとか短大卒、これの割合で42.4歳の平均年齢で逆算しますと300万円ちょっと、310万円から350万円ぐらい大卒で、22歳で卒業すれば20年間で640万円と三百何十万円ということで、かなりの差があるわけなんですけれども、若年層に対する給与の引き上げであるとか初任給の引き上げであるとか、28番目に位置するということも含めてですね、その辺の町としての考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ただいまの御質問の、まず全道で28位という部分を説明をさせていただきます。これは総務省の発表の数字かと思えます。行政職一に該当する職員、一般行政職、保育士、介護士、運転技術員の部分の比較となっております。その情報誌がどのような形で発表されたか、私は見ておりませんので具体的にわかりませんが、給料表についてはどの市町村も人事院勧告に準じて定めておりますので同じものと思えます。しかし、このような差が出てきたのは、議員おっしゃるとおり平均年齢の差が大きく左右します。平均年齢の差、そしてあと児童手当、時間外手当などの諸手当を含んだ給与月額の部分も影響することも出ております。今、平均年齢が42.4歳、平均年齢では全道で64番目、平均より0.8歳高い位置です。当然そうなりますと平均給料月額も67番目に位置をしております。平均でも676円高い状況となっております。

この67位というのは平均給与月額です。先ほど言いました児童手当、時間外手当の諸手当を含みますと28位というような形で報道されたのかなというふうに判断をしております。

今回の人事院勧告の部分で、初任給、大卒、高卒の部分に厚くという形なのですが、採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度改定をしております。その他の職員については、大体それぞれ400円の引き上げを基本に改定をして、平均改定率0.2パーセントと、そのような形で若年層には給料引き上げが少し多く勧告されている状況でございます。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） そういうことで、初任給については1,500円、1,600円それぞれ上がっておりますので、一般職の方々よりは厚くということなんですけれどもよく、例えば保育士であるとか、そういった養護施設で働く方々、昔はよく嫌われる職種については3Kとか言われましたけど、今5Kということで、その中で給料が安いというのが1つ含まれているようなのですけれども、そこら辺も含めて、本別町でも募集何かもしてまされども、そういったことで、短大卒位の女性の職員、これでいきますとどういう給与体系、これを準用しているというふうに思うのですけれども、その辺も含めてですね、もうちょっと特殊な職種といいますかね、そういったことについて、町の財政力も含めて勘案しなければいけないと思うのですけれども、今後の話しになりますけれども、そういったことも一考いただきたいなということで考えてはいるのですけれども、その辺はいかが

ですか。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 現場の関係の給料表については、一般行政職を使っている職場、例えば今お話しありました保母さんとかですね、それから病院関係では医療職を使っていると。まあ大きくは2つに分かれると。そして、基本的に給料表そのものは人勤で定められてきますから、そこを町が一時的にやりくりして、ふやしたり減らしたりすることは、なかなかそれはできないだろうと考えております。

今回ですね、人勤の注目する点としてはですね、1級から2級の部分に厚く勧告をしています。これは、高校卒の初任給、それから大卒の初任給が民間から比べて安くて、なかなか公務員の人材確保が難しくなるよというのが恐らく背景にあったのかなと考えております。

そういうことで私どもとしても、この給料改定、基本給の部分については、若い層に重点的な勧告でございますから、これはやはり4月1日から遡ってですね、実施をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ確認させてください。

今お二人の議員から質問が出まして、るる答弁がありました。初任給を厚くするという部分についても、まあまあいいのではないかと思います。

順番の関係でございますけれども、質問の中で、月刊誌で28番目、答弁の中で、給料だけでいくと67番目ということでございます。これはかなりの高位置でないかなというように私なりに考えております。これは今までの経緯もございますから、一概にどうのこうのということとはございませんけれども、前段の質問にもありましたように、今回の人事院勧告を勧告されて、これからこの条例がどうなるかわかりませんが、町民の皆さんへはきちっとした説明をすべきでないかというように考えております。

それと、1点重要な事でございますけれども、職員の皆さんのラスパイレス指数が、国の国家公務員が100とすれば、どの程度になっているのか。このラスの指数が、十勝管内でよろしいですから、十勝管内で何番目に位置しているのか、その部分をお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。本町のまずラスパイレスですけども、議員御指摘のとおり、国はこのラスパイレスが、いろんな公務員関係職場、団体ですね、給与水準を示す最大の指数というふうに位置付けをさせていただきます。

本町のラスパイレスは現在97.1でございます。道内の町村の平均のラスは97.1ですから、本別町の給与水準は全道の平均の所にあるのかな。十勝で見ますと、十勝はですね、給料は全体として高い傾向にありますけども、本別町の職員のラスの順番からいきま

すと、同じ指数になる所もありますから、その辺も考えますと12、3番目になっております。

これからのラスの動向どうなのか、ことしのやつはもう少しすると出てくるのですが、想定ではですね、97.1がもうちょっと下がる傾向かなと捉えておりますけれども、これはまだ国が発表しておりませんので、そういう考えを持っているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） ラスについては、一応の目安でございますから、全道平均が97.1、本町においても97.1、副町長のほうから12、3番目かなというようなお話しがあったのですが、これは同じ数値も出てきていますから、何番目ということは難しいのでしょうか、12、3番目ということで、事務を司っている課長のほうではそれよろしいのでしょうか。

その確認とですね、先ほど言ったように今回、ことしはもう本当に春から異常気象で大変なことでございます。職員の皆さんの若い若年層の方々、これから本別町を背負っていただかなければならない部分もございますので、こと給与に関しては、私もあまり言いたくはないのですが、町民の皆さんの生活も、それ以上に大変だという部分も当然、町長、副町長も把握しておられると思いますので、定例会終わったあとでも構いませんし、正月明けてもかまいませんけれども、町民の皆さんにきちっと周知すべきだというふうに考えておりますけれども、その辺の考え方と順番についての細かい数値を把握しているのであれば、その二点についてお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 十勝管内の順位でございますけれども、本町97.1で14番目の数値となっております。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） はい、順位等の確認をさせていただきましたけれども、これは町の財政状況も含めてですね、台所状況も含めて、まいとし広報も含めて公表しておりますので、今回も当然のように、改定あれば、このことについてはしっかりと町民の皆さんに、それぞれ広報などなど含めてですね、周知をしていくということに、まず間違いなく、していくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第77号平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第77号平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告等の人件費の調整が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,275万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,204万3,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出でございますが、各科目にわたります2節給料3節職員手当等、4節共済費の人件費については、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、各会計等の繰出金についても、人件費の調整によるものであります。

以上で歳出を終わりまして、次に歳入を説明いたします。

4ページ、5ページにお戻りください。

9款1項1目地方交付税2,275万9,000円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものでございます。

以上、平成28年度一般会計補正予算(第14回)の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ確認させていただきます。7ページの総務費の賃金でございますけれども、説明欄に準職員賃金ということで30万円計上されております。これは増額補正ですから、今の議決しました人事院勧告云々に関連するものだという想定はできますけれども、その辺の確認と、その下段にあります負担金、これは福祉協会ということになってますけれども、これは社会福祉協議会に出す金なんですか、違うところに出すお金なのか、今回説明の中では賃金等々ということだけだったものですから、細かいかもしれませんが、その確認を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず、準職員の賃金につきましては、今回の改訂によるものであります。

負担金の福祉協会につきましては、北海道福祉協会、市町村共済組合で行っています福祉協会があります。これは、職員の福利厚生等、それから被扶養者の福利厚生等、一応負担金という形になっておりますけれども、給料月額率によって、その部分を納めているという形になっております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かくいただきました。ということは、道の出先の福祉協会のほうに出しているということでございますね。そしたら今回、例えば出先部分で、先ほど例題でお話ししましたようなところに関する部分の財政の出動は考えていないのか、あとで出すのか、来年度以降出すのか、その辺はどういうふうなお考えしているのか、その一端をお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 各団体等の人件費については一切、今回は含まさっておりません。

それから、先ほど準職員の賃金の関係で、人勤部分と説明いたしましたけど、ちょっと訂正をお願いいたします。今回の災害に伴います時間外手当も合わせて計上させていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） ちょっとあとから追加になったものですから申し訳ございませんが、賃金の中に手当も当然入ってくるという解釈でよろしいのですか。そしたらこの30万円の中での災害の、夜現場見たり、いろいろ災害の、例えば避難した方への対応だとか、その部分の超過勤務手当も当然賃金の中に、この30万円の中に入ってるということなんでしょうけども、それと人事院勧告の増額分も含めて、そのパーセントは30万円のうちどれだけが災害に使ったというのは概数でわかりますか。わかればお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ちょっと概数については、割合についてはちょっと手元に資料がございませんのでお答えできませんけども、議員おっしゃるとおり、今回の差額分と災害等の時間外を合わせて、準職員の場合については合わせて賃金の中で見ていますので、そういう形で今予算を計上したところでございます。

議長（方川一郎君） 今の分は、あとで報告しますということであります。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1つだけ申し上げますけれども、災害は災害で処理するというのが基本的な考え方だと思うのですけれども、その辺は、出てくるからいいのしょうけども、予算書一発で出てくるということはちょっといかがなものかという部分があったものですから、それでお聞きしたということでございます。災害の補正は今まで何回も対応するタイミングはあったので、臨時職員であれ正職員であれ、きちっとするのはきちっとすべきでないかということもありますので、今ちょっと調べて出てくるということでございますから、それ以上申し上げませんが、考え方としてはそういうことだというふうに認識しております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今の総務費の賃金のところで、直接人事院勧告とは関係ありませんけども、臨時職員の賃金についても、最賃制がかわりまして、当然その最賃制に関わって臨時職員の賃金というのは今まで決めてきているわけですが、その辺今回の分について、どのように考えているのかお伺いします。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ただいまの御質問で、最低賃金の関係でございます。今年10月1日に道の最低賃金が改定をされております。現在、臨時職員、パート等の賃金については、その最低賃金を下回らないような形で給料の改訂をしております。全体を見直す作業が出てきておりますので、新年度予算の中で最低賃金の部分をクリアしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 最低賃金以上ということは、これ当然なわけですけど、確か今までの答弁の中ではですね、最低賃金ということではなくて、一定のそれに、言えば上積みをするような形で臨時職員の賃金については決めてきているというふうに受け止めている部分もあるのですが、その辺についての考え方はどうでしょうか。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 基本的には最低賃金より上回るという部分は守っております。議員おっしゃるように、生活等いろいろな部分が今ありますので、その部分を見込んだ中で今計算をしながら改定を進めているところでございます。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質問の答弁からとします。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 申し訳ございません。先ほどの、賃金の30万円の関係でございます。ちょっと先ほどの部分を訂正をさせていただきます。

準職員につきましては各科目において当初予算を組んでおります。この賃金30万円につきましては、災害分の時間外についてのみを計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 本来ここで質問するのもしがななものかと思うのですが、先ほど私が1回目に聞いたときに、30万円は人事院勧告ではないのだけでも上げる分だと、そのあとに災害の分も入っていると、それであれば半分ずつなのか3分の1なのかということをお知らせいただきたいと。時間をとって出てきたのが、全部違って今回災害の部分だけですということではですね、当初からの説明とは違うのと、災害は災害で出すという、行政としての基本でないかと私は思うのです。これは表現悪ければ、ちょっとしがななものかというか、みそも何も一緒にしているというか、根本的な考え方が違うというかですね。補正予算ですから、議会がいいと言えばそれでいいでしょうけども。それにしてもですね、二転三転するようなことでね、ましてや今も関連質問でありましたけども、臨時職員の皆さんの賃金が、こんな形であっち行ったりこっち行ったりしてくること自体がですね、しがなものかなと思うのですが、その辺きちっとした考え方を執行者側として示していただかないと、ちょっと先へ進めない要因が出てくるのですが、その辺の考え方をきちっと伺いたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 私の説明不足で大変申し訳ございません。この予算の組み方については、先ほど言いましたように、災害の時間外という部分で御理解をお願いをいたしたいと思っております。今後このように、説明不足のないように進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（方川一郎君） ほかの方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号平成28年度本別町一般会計補正予算(第14回)については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第78号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第78号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正内容は、先ほど一般会計補正予算で御説明いたしました人事院勧告の調整となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,512万8,000円とするものでございます。事項別明細書により御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費15万4,000円の増額は、国民健康保険事務担当者2名分の人件費の、人事院勧告に伴う調整、7節賃金につきましては、国民健康保険担当準職員分の人事院勧告に伴う調整分でございます。

8款保険事業費3項健康管理センター費2目健康管理事業費、40万3,000円の増額は、健康管理センター職員3名分の人事院勧告に伴う調整となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入です。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金55万7,000円の増額は、歳入歳

出調整分を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、7ページ以降に詳細、給与費明細書を添付しております。

以上で、議案第78号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、提案内容の御説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ、先ほどの関連でございますけれども、6ページの準職員の賃金については、これは確認ですから、再度どのような内容なのか確認させていただきたい。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） この賃金の部分につきましては、職員に準じた給与改定の人事院勧告の部分でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第79号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第79号平成28年度本別町介護保険事業特別会計

補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告等による人件費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,964万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、4款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業費及び2項包括的支援事業・任意事業費の補正につきましては、人事院勧告及び諸手当の移動により調整するものでございます。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節 地域支援事業繰入金2万9,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事院勧告等により調整するものであります。

以上、平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 6ページなのですが、諸手当の移動という説明ですが、これは介護予防のほうから包括支援事業のほうに移動したという趣旨なのか、ちょっとそこをもう一度説明をお願いします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 先ほど諸手当の移動というふうに御説明をいたしました。が、この1項で職員手当等27万5,000円減額になってございますけども、これは人事院勧告等によるものもあるのですが、住居手当が、職員のほうで借家のほうから、御主人がお建てになられた住宅に移動されたということで、その分の手当が減額になってございます。そういったものの積み上げが、27万5,000円ということになります。以上です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第80号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第80号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第80号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,639万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料から、19節負担金補助及び交付金までの総額215万4,000円の増額、並びに1款介護サービス事業費2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料から、7節賃金までの総額41万4,000円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定等によるものでございます。

なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金256万8,000円の増額は、歳出で説明させていただきました人件費等の収支補填にあてるものであります。

以上で、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明

とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第81号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第81号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第81号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,556万7,000円とする内容であります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の1款1項簡易水道費1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減額補正は人事異動及び人事院勧告によります人件費であります。

歳入ですが、上段の2款1項使用料及び手数料1目水道使用料は給水量の減による水道使用料67万2,000円の減額補正をするものであります。

以上で、平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 今、課長のほうから予算の説明ありましたけども、人事異動で67万ほどの減額になってございます。これは、この予算の中からほかの予算に移動になったという解釈でよろしいのでしょうか。ちょっといろいろわからない部分があるので、その辺をちょっと噛み砕いた中での報告をいただきたい。

議長(方川一郎君) 大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 4月1日の人事異動によります当初予算からの、今回、給与改定に伴いまして、人事異動も含めまして、補正を組んだものであります。

議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 当初、簡易水道で予算を組んでおりましたけど、一般会計に1人移っております。そしてあと新規採用者が入ったことによりまして、今回減額という補正になっております。

議長(方川一郎君) 大住啓一君。

4番(大住啓一君) 課長もなかなか急な質問で大変かと思imasるので、再度噛み砕いて質問いたしますけれども、人事院勧告というのは、わかりやすく言うと上がってくる話なのですね。この簡易水道会計云々では、この部分が3項目とも給料から共済費まで、あわせて67万円ほどの減額になっているので、これは人事院勧告ということではなくて、わかりやすく言うと人事異動が4月にあったので、その分を減額今回したのだよということなのですね。

それは先ほどと関連しますけども、きちっと1つずつ積み上げていけばそういうことがないのだけでも、我々議員も含めて、町民の皆さんにこれぼんと出たときに、人事院勧告で全体的に上がってくるのに、何でここだけ下がったのだということは、この部分については人事院勧告の対象者がもういないということの解釈になるのか、2人減って1人新し

く取ったからその差額なのか、その噛み砕いた説明をしてくださいということなのです。今、課長のほうから新規採用がどうのこうのとありましたので、それは予算組んだときに全部数字が上がってきているはずなのです。それで2人出てって1人入って、それが若い方は給料安いんですよ、その部分を人事院勧告で上げて、こういう減額になるんですよということだというふうに想像はするのですけれども、それは私の口から言うのでなくて、そちらのほうからきちっとお願いしたい。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

6ページをちょっとごらんいただきたいのですが、この中に4月の人事異動で増減した分、それから御指摘の給与改定でふえた分、それぞれ給料と職員手当に分けて一覧表で説明をさせていただきます。この中で説明をもってですね、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号

議長（方川一郎君） 日程第10 議案第82号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第82号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,759万4,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の2款土木費1項下水道費1目下水道新設費2節給料、3節職員手当等、4節共済費による増額補正は人事異動及び人事院勧告によります人件費であります。

歳入ですが、上段の1款分担金及び負担金1項分担金1目個別排水処理事業分担金34万円の増額補正は、分担金の一括納入の増によるものであります。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金は収支調整による減額補正をするものであります。

以上で、平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第83号

議長(方川一郎君) 日程第11 議案第83号平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第83号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案内容を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条平成28年度本別町水道事業会計予算、以下、予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の1款水道事業収益1項営業収益では、水道使用料の減により71万6,000円を減額補正し、収入の総額を1億6,181万3,000円とするものであります。

支出の1款水道事業費1項営業費用では、人事異動及び人事院勧告によります人件費で71万6,000円を減額補正し、支出の総額を1億6,181万3,000円とするものであります。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

資本的支出につきましては、第3条予算第4条本文括弧書中、8,190万5,000円を8,181万4,000円に、7,289万円を7,279万円9,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の1款資本的支出1項建設改良費は、人事異動及び人事院勧告によります人件費で、9万1,000円を減額補正し、支出の総額を1億5,931万4,000円とするものであります。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第10条に定めた職員給与費を人事異動及び人事院勧告により80万7,000円減額補正し、3,867万5,000円に改めるものであります。

以上、平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいのですが、先ほどから聞いていますと、4月の人事異動によって云々ということで、マイナスというのは給料マイナスということでもありますけれども、人事異動で職員が減ったからマイナスですよ、まあ素人考えですけど。そういった解釈で、先ほどから聞いていますとこの水道会計、簡易水道から公共下水道から全部そうなんですけど、人がかなり減ってるというようなニュアンスで受け止めてしまうのですが、そこら辺は適正な人員配置になってるのですかねどうなんですか。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 人事の配置ということで、よろしいですか。今、入れ替わり、職員との退職者含めて人事異動なっておりますが、人事の関係では不足ということにはなってはおりません。

今回の補正に関しましては、その中の異動による関係で、給料の変更ということでございます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 補足させていただきます。最近はですね、退職補充をしばらくしておりましたけども、補充をしていますから、人が前年に比べて減というのはですね、仕事が大きく動かない限りはないと考えております

それから、ここに出てきています給与費の移動につきましては、給料の同じ人が異動するわけでございませぬので、給料の格差といいますが、高い人とか安い人、いろんな給料の人たちが入れ替わることによって増減が出てくるとその部分が主たるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第84号

議長（方川一郎君） 日程第12 議案第84号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 議案第84号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支で、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を156万5,000円減額し、収益の合計を12億1,150万1,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を4,050万3,000円減額し、費用の合計を12億2,844万3,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は1,694万2,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと、単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を4,050万3,000円減額し、7億3,938万4,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を47万3,000円減額し619万5,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を109万2,000円減額し、1,683万6,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。上段をごらんください。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金156万5,000円の減は、人事異動等による給料の変更及び基礎年金拠出金負担率の変更による一般会計からの繰入金の変更でございます。

次に下段をごらんください。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は、4,050万3,000円の減額ですが、1節給料から5節法定福利費までにかけては、5ページから7ページに給与費明細書を添付しておりますが、給与改定及び人事異動などに伴う調整で、増減等の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 1点だけ。今説明の中で6ページ、7ページの明細があるわけなのですが、この中で給料については上のから、マイナスの金額が大きい部分があるの

ですけれども、育児休業による減少と、これは育児休業で休んでいるから減という解釈でいいのか、そこら辺、人数も含めてですね、わかれば明細を教えてくださいののですけど。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） お答えいたします。給料のその他増減分で人事異動等による減、1,647万3,000円という大幅な減でございますが、こちら大きな要因といたしましては、医師、当初5名で予算計上しておりましたが、3月末に1名退職したあと4名体制となりまして、その後募集はかけておりますが、1名補充されてないということで、1名分の減が大きな要因となっているところでございます。

育児休業による減、こちらにつきましては、4名分の減額となっております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第85号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第85号平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第85号平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定につきまして御説明させていただきます。

本条例案は、平成28年台風7号を始めとする連続台風による被害の範囲が町全域に及んだことに伴い、被害を受けた者のうち町税の担税力が著しく低下したと認められる者に

に対する税務における救済策として、減免の必要があると判断したため提案するものでございます。

地方税法第323条では、市町村長は、天災その他特別な事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認められる者に、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるかとされております。

また、本条例で定めております減免の基準がありますけれども、これにつきましては、平成12年に自治事務次官通知がございまして、災害被害者に対する地方税の減免措置等について、これに準拠して定めているものでございます。通知には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の到来するものについて、減免の措置を講ずるとありまして、被害のあった日以後に納期限が到来する税額、納期未到来の個人町民税、国民健康保険税を対象として減免措置を講ずる内容となっております。

なお、被害のあった日の定義につきましては、本条例を受けまして、要綱を制定することとしており、その中で最後の台風のあった日の8月30日とすることとしております。

それでは、条文に沿って御説明いたします。

平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例。

趣旨。

第1条、平成28年の台風7号、台風11号、台風9号及び台風10号（以下「台風7号等」という。）による被害者に対して課する平成28年度分の町民税及び国民健康保険税（以下「町税」という。）の減免について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）本別町税条例（昭和29年条例第16号）、本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）その他の法令等に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

この条では、減免の対象となる災害被害者と減免を行う税目を定めております。

減免の対象者。

第2条、町民税の減免の対象者は、台風7号等により平成28年中において収穫すべき農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物等共済金額を控除した金額。以下同じ。）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1千万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）とする。

第2項、国民健康保険税の減免の対象者は、台風7号等により平成28年中において収穫すべき農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1千万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）とする。

この条の第1項では、町民税の減免の対象者について定めており、平成28年中の農作

物の畑作物共済金補填後の損失額の合計額が、平年における当該農作物の収入額の10分の3以上のもので、平成27年中の合計所得が1千万円以下である者が対象となります。ただし、合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者は除きます。なお、平年における収入額の算出は、過去5年間の最高、最低を除いた3年間の平均値といたします。

第2項では、国民健康保険税の減免対象者について定めておりまして、対象者は第1項で御説明した内容と同様でございます。

町民税の減免。

第3条、前条第1項に規定する者に対しては、被害のあった日以後に納期の末日の到来する農業所得に係る町民税の所得割の額（平成28年度分の町民税の所得割の額を平成27年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額）について、次の区分により軽減し、又は免除する。

平成27年中の合計所得金額、軽減又は免除の割合。300万円以下であるとき、全部。300万円を超え400万円以下であるとき、10分の8、400万円を超え550万円以下であるとき、10分の6、550万円を超え750万円以下であるとき、10分の4、750万円を超え1千万円以下であるとき、10分の2。

この第3条では、減免する町民税について、被害のあった日以後、8月30日以後に納期の到来する農業所得に係る所得割について、平成27年中の合計所得金額を段階的に区分して減免割合を定めたものでございます。

町民税につきましては納期が10月の3期と12月の4期が対象となります。

なお、農業所得の他に給与所得、不動産所得など他の所得があった場合につきましては、農業所得を按分して農業所得に係る所得割について減免措置を行うこととなります。

国民健康保険税の減免。

第4条、第2条第2項に規定する者に対しては、被害のあった日以後に納期の末日の到来する農業所得に係る国民健康保険税の所得割の額（平成28年度分の国民健康保険税の所得割の額を当該世帯の平成27年中における農業所得の金額の合計額と農業所得以外の金額の合計額とに按分して得た額）について、第3条の区分に準じて軽減し、又は免除する。

第4条では、第3条の町民税と同様に、被害のあった日以後に納期の到来する農業所得に係る所得割について、平成27年中の合計所得金額を段階的に区分して減免割合を定めたものでございます。

対象となるのは、納期が9月の3期以降12月までの6期までが対象となります。

減免の申請。

第5条、町税の減免を受けようとする者は、町長の定めるところにより、関係書類を添えて減免申請書を提出しなければならない。

第2項、町長は前項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に対する減免の

適否を決定し、申請者に通知するものとする。

第5条中の、町長の定めるところにつきましては、先程申し上げました要綱の中で、本条例の施行後2カ月以内に、定められた様式により町長に申請書を提出していただくこととしまして、第2項では、町長は申請に対して減免の適否を決定し、定められた様式により申請者に通知することとしております。

減免の取り消し。

第6条、町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税の減免を受けた者がいると認めるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 一、二点ちょっと確認をさせていただきたいのですが、これ損害額ということで、一応算出照合しましてですね、そこから畑作共済金を除くよということでもありますけれども、この関係の受付期間といいますかね、いつまでなのかということも含めて、畑作共済が確定するのは、今年仕事早いですから共済組合のほうでも数字は急いで出していると思うのですが、そこら辺の関連。

それと、畑作共済だけが、その分は減額するといいますか、対象の損害額からはずすということなのですが、同じように経営所得安定対策の中に、収入減少影響緩和措置ということで、通称ならし、きょう農林課長来ていませんけれども、ならしというのがあるんですけれども、それも共済金と同じように、政府管掌作物ですから4品に対しての共済金額みたいな意味合いの分ですけど、それは今回は対象としないといいますか、その分ははずさなくてもいいといいますかね。まあこれは年明けでないとなかなか金額確定してこないのですが、それは今回はカウントしないで、畑作共済の部分だけははずすのですよという考えなのか、そこら辺2点ほどお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 受付のほうにつきましては、1月末までを予定しております。

ただいま、初めてお聞きしたのですが、うちのほうの、先ほど申しました事務次官通達の中では、農業災害補償法によって支払われるべき農作物等共済金額を控除した額というふうになっておりまして、ただいま矢部議員申された部分についてはちょっと調査させていただきたいなと思います。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 受付は1月末とおっしゃられたのですが、先ほど言ったように町民税なり、ここの病院の関係で、災害発生日、被害のあった日が8月30日なりということで。そうしたら例えばですね、この国民健康保険は毎月というような形になります

けれども、それは10月からは引き落とししないよというか、そういった措置になるのか、遡ってどうのこうのするのかということについてはどうなのですか。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 国民健康保険税につきましては、1期が7月、2期が8月と来ますから、3期が9月。9月以降の納期分が対象となります。

例えば納められてしまった分、これにつきましては遡及してお返しするような形になります。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 補助事業でいろいろ、台風等産地緊急支援事業だとか、今役場のほうでも取りまとめ、それぞれが事業申請、それであるとかセーフティネット資金だとかということで、今回の台風被害に対する農家組合員に対する資金融資であるとかね、対策とかいろいろ国のほうでも考えているのですが、それとの関連といいますか、今回は畑作共済金だけはずすよということでありますから、そういった事業というのは別物と考えて、それはそれとして別というような考えでよろしいのですね。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） その無利息の融資制度資金だと思いますけども、そのセーフティネット資金については、この部分には関係ございません。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 平成27年の所得が1千万円以下であるということが基本的な対象ということになってはいるのですが、国の法の基本的な定めでそうなってるといふふうには解釈するのですが、御承知のように27年というのは非常に農家の収入が多かった年なので、去年収入が多かったからことし被害を受けてないということにはならないというふうに思うのですが、その辺の考え方というのがどうなのかなというのが1つわからないので伺いたいと思います

また、この条文の表現の中に所得とそれから損失額、あるいは収入というような表現があるので、所得と収入は大きく違うと思うので、その辺の整理をちょっとしてほしいなというのがあります。

それから、今矢部議員から農業共済の関係があったのですが、多くの方が共済には入っているのですが、まれにというか、少なくない数だと思うのですが入っていない方もいらっしゃるけども、そういう場合は共済に入っていないので差引ということにはならないと思うのですが、それは確認ですが、そういう考え方でよろしいか。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 収入と所得の違いは何かということですが、収入につきましては、純粋な売上額ですね。所得につきましては、そこから農家のいろいろな、種子代ですとか農薬ですとか肥料ですとか、機械どうしたとかいろいろ経費があるかと思えますけども、専従者給与もそうですけども、それらを引いて最後残った額が所得金額と

いうこととなります。

共済の関係につきましては、畑作共済に入っていない方は、被害額はそのまんま横滑りで損失額となって出てくることとなります。

お聞きしているところによりますと、87パーセント位の方が共済に加入しておられて、加入されていないのが二十数戸というふうに聞いております

27年中の、この1千万円の部分については、先ほど申しましたように、経費等差し引いた最後の合計所得金額となりますけども、なかなかこの1千万円まで行く方というのは、経費でけっこう落ちますので、そんなにおられないのかなというふうに思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明も受けていますし、二人の議員のほうからも質問しますので、重複する部分があったら御容赦いただきたいと思いますが、基本的なお話を聞きたいと思います

まず、この条例を制定するということとなりますと、これは28年限りという考えなのか、それが1点目。

それと、2点目といたしましては、あくまでも農業者を対象とした条例制定を考えているのか。ということは先ほど来から台風云々いろいろ出てきておりますけれども、8月の17日の台風7号から始まります、一連の台風等々による被害は相当大きなものがありました。その辺、給与の分でも話しさせてもいただいていますけれども、全町民の方々が難儀をしているということも考えられますけれども、この条例制定を提案するにあたって、どのような考え方をしていたのか、その2点確認させていただきたい

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） この条例につきましては、第1条で平成28年の台風云々と書いておりまして、ことしだけのものとなります。

それから、今回の条例につきましては農作物を対象に、これも事務次官通達にありまして、農作物の被害を対象としております。

この条例提案までの経緯でございますけど、今回の台風につきましては単発ではなくて、立て続けに連続した台風が来たということがあります。その特殊性で、個々の自助努力では対応のしようがない状況が長く続いたということを重ねて見まして、減免条例を提案したところでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 国が云々ということもありますし、その辺も足並みということもあるのでしょうかけれども、対象となる、もし農業者の方が何十名か何名かおられるかと思えます。ことしだけということとなりますと、もう11月もあと何日もない中でございますし、この条例が通ったとして、年内だけのお話で、先ほど1月云々というのありますけれども、対象となるとなれば12月中ということとなりますので、なんといいいますか、

町民の皆さんへの周知といいますか、特に農業者だけということになってもですね、ＪＡと協力しながら、こういう中身で、噛み砕いた中ですね、こういう部分では対象となる可能性があります。したがって、役場のほうに出向いていただくというのも恐縮な話かもしれませんが、農協の管理部だとか営農部だとかと協力しながら進んでいくというのも考えられるのですが、その辺の見解について伺いたい。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 周知方法でございますけども、この条例が可決されましたら、12月15日号のかけはし、あと同報無線、それからあとＪＡと協議しなければなりませんけども、個別のファクスなどにより周知したいと考えております。また必要に応じて、説明会の開催についても検討をしているところでございます。

いずれにしても、ＪＡですとかＮＯＳＡＩさんの協力が不可欠ですので、申請書の作成支援などの協力をお願いしたいと考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号平成28年台風7号等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年11月28日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫